

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040800-01-08

事業名	幻覚性きのこ撲滅対策事業	事業番号	08	課係名	薬務衛生課 薬務班	係番号	01
-----	--------------	------	----	-----	-----------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 県民</p> <p>(2) 現状 沖縄県において自生が確認されている麻薬であるサイロシピン及びサイロシンを含有する幻覚性きのこ（いわゆる「マジックマッシュルーム」）が平成14年6月より麻薬原料植物に指定され、その乱用が憂慮されている。</p> <p>(3) 方法 分布及び実態調査を行い、適切な除去方法を確立する。</p> <p>(4) 目標 幻覚性きのこ（いわゆる「マジックマッシュルーム」）の乱用の防止</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 麻薬及び向精神薬取締法により規制されており、幻覚性きのこ（いわゆる「マジックマッシュルーム」）の乱用は、個人の健康を害するだけでなく、社会を混乱させ、国家の存続を危うくさせるものである。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 麻薬及び向精神薬取締法により規制されており、沖縄県において自生が確認されている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>828</td> <td>630</td> <td>491</td> <td>334</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：幻覚性きのこ撲滅対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	828	630	491	334	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	828	630	491	334												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 幻覚性きのこ（いわゆる「マジックマッシュルーム」）の乱用は、個人の健康ばかりか社会的にも大きな弊害をもたらすことになる。特に沖縄県においては自生が確認されていることから、その乱用防止のための対策が必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成15年度，終期：平成18年度</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 分布及び実態の調査 除去方法の研究</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 県内各地において分布調査を実施し、幻覚性きのこの麻薬成分の含有量を分析した。不法採取のおそれがある自生地に立入禁止の立て看板を設置した。</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 他の事業（麻薬等対策事業費）と統合して、幻覚性きのこの自生地の監視を行う。</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 分布状況及び実態状況 除去方法の確立</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 分布地が判明した。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 幻覚性きのこの乱用を防止する。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 薬務衛生課 薬務班				
評価責任者	薬務衛生課			担当者 薬務班	
課番号	040800	係番号	01	電話番号	866-2215
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040800-01-08				
事務事業名	幻覚性きのこ撲滅対策事業				
歳出事業コード(1)	173003004	事業区分	C		
歳出事業名(1)	幻覚性きのこ撲滅対策事業				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	分布及び実態の調査					
成果指標名又は成果の内容(A')	分布状況及び実態状況					
活動指標名又は活動の内容(B)	除去方法の研究					
成果指標名又は成果の内容(B')	除去方法の確立					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	828	630	491	334	
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.20	
	人件費E	1,326	1,288	1,288	1,284	
	合計C+E=F	2,154	1,918	1,779	1,618	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定 根拠	麻薬成分を含む幻覚性きのこ(いわゆるマジックマッシュルーム)の県内の自生分布し、その麻薬成分の分析など実施しているが、幻覚性きのこの生態は明らかでない。また、自生する幻覚性きのこの効果的な除去方法はまだ検討中である。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	麻薬成分を含む幻覚性きのこは平成14年6月に麻薬及び向精神薬取締法により、規制されることとなった。国内における主な自生地として沖縄県が報告されている。この規制以前には、県内で「合法ドラッグ」と称して販売されていた経緯があった。また、昨年には幻覚性きのこ採取目的による自生地への不法侵入などの事件があり、今後、県内における幻覚性きのこ関係の事犯が増加するおそれがある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	現在のところ、国内における幻覚性きのこの主な自生地として沖縄県が報告されている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	麻薬原料植物である幻覚性きのこの取扱は麻薬及び向精神薬取締法により麻薬取扱者等の免許を受けた者でなければ、所持、譲渡、譲受などができないとされており、また、これらの分布等に関する情報の取扱は犯罪防止のため、注意が必要である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	麻薬原料植物である幻覚性きのこの取扱は麻薬及び向精神薬取締法により、所持、譲渡、譲受などが規制されており、同法により、麻薬等薬物事犯にかかる捜査、監督指導のため、国に麻薬取締官を、県に麻薬取締員を設置している。国内における幻覚性きのこの主な自生地として沖縄県が報告されている。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	麻薬原料植物である幻覚性きのこの取扱は麻薬及び向精神薬取締法により麻薬取扱者等の免許を受けた者でなければ、所持、譲渡、譲受などができないとされており、また、これらの分布等に関する情報の取扱は犯罪防止のため、注意が必要である。	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	麻薬等対策事業費	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	現在のところ、麻薬原料植物である幻覚性きのこの主な自生地として、沖縄県が報告されている。これらきのこによる薬物乱用を未然に防止するためには、自生に関する状況を把握する必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	県内における幻覚性きのこに関する実態を把握し、その除去方法を確立することにより、これらによる薬物乱用を未然に防ぐことができる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8．対費用効果
 (1)費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2．費用は低下で成果は横ばい。

判定根拠	平成15年度から開始した事業で、費用は年々減少している。自生分布は概ね確認した。効果的な除去方法の確立にはいたっていない。
------	---

(2)費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2．費用は低下で結果は横ばい。

判定根拠	平成15年度から開始した事業で、費用は年々減少している。本島と主な離島における自生分布は概ね確認した。効果的な除去方法の確立にはいたっていない。
------	--

9．県の負担割合 判定 A
 (判定内容) A．妥当である。

判定根拠	麻薬原料植物である幻覚性きのこの主な自生地としては、沖縄県が報告されている。幻覚性きのこの生態も解明されておらず、継続した全県的な調査が必要である。
------	--

10．O A化の可能性 判定 A
 (判定内容) A．事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠	本事業は、自生分布調査、成分分析などが中心である。
------	---------------------------

11．判定結果

必要性	1．県民意識	(1)満足度	C
		(2)ニーズ	A
	3．役割分担	(1)官民	B
		(2)県市町村	B
	4．民間委託の可能性		B
5．事務事業の選択		C	
有効性	6．対象の妥当性		A
	7．貢献度		B
効率性	8．対費用効果	(1)対成果	A 2
		(2)対結果	A 2
	9．県の負担割合		A
10．O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
	6	4	3		

12．所管課の総合評価 総合評価

評価区分	B	具体的方向性	1
------	---	--------	---

(評価区分) : B．現状維持
 (具体的方向性) : 1．投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠	本事業は平成15年度から3年間事業として開始されており、県内各地で幻覚性きのこの自生分布を確認している。分布調査を継続し、麻薬成分含量の時期的変化などの実態把握に努め、効果的な除去方法を確立しなければならない。
------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040800-01-11

事業名	献血推進大会実施事業	事業番号	11	課係名	業務衛生課 業務班	係番号	01
-----	------------	------	----	-----	-----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県民</p> <p>(2) 現状 医療機関に血液製剤を供給するため、安定的に血液を確保する必要があるが、近年献血者数の落ち込みがあり、県民により一層の献血思想の普及啓発を行うための取り組みが必要である。 また、少子高齢社会の到来に伴い、若年層への啓発も重要である。</p> <p>(3) 方法 従来、隔年において、献血運動推進大会を実施している。その中で長年献血に協力し、他の模範となる献血協力団体及び個人に対して県知事表彰等の贈呈を行うとともに、予算に余裕がある年は、若者向けのアトラクション等を実施し、若者を中心として県民に献血について関心をもつ機会を提供している。またマスコミ等にも取り上げていただくことにより県内に広く献血のアピールをおこなう。</p> <p>(4) 目標 県内における血液製剤の安定供給の確保。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 血液事業は、昭和39年の閣議決定により、国、地方公共団体、日赤の3者が一体となり推進している。また、医療現場で必要な血液製剤の安定供給の確保は、広く国民全体の保健衛生の向上に資するものである。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県全域にまたがる広域的規模の業務である。 さらに、平成15年7月より、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(いわゆる血液法)が施行され、地方公共団体の責務として、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じることが規定されている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>1,000</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.00</td> <td>0.30</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 献血推進大会実施事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	1,000	0	0	人工数	0.00	0.30	0.00	0.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	1,000	0	0												
人工数	0.00	0.30	0.00	0.00												
<p>2. 事業の必要性 県民への安全な医療サービスの提供のため、医療現場で必要な血液製剤を、献血により確保し安定的に供給する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 献血思想の普及啓発 ・献血協力団体及び個人に対する表彰 ・アトラクション等の実施 ・献血・輸血体験談の発表</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成16年度は新規事業で予算を計上したが、従来は、献血思想普及啓発事業の中で、隔年で同大会を実施し、献血協力団体等への表彰を行っている。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 隔年に同大会を実施しなければならないという規定はないが、大会の中身を、「血液製剤の安定供給の確保」という目標の達成につながるような内容にすることができるのであれば、その都度開催すれば良いと考える。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 血液製剤の安定供給の確保</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) また、献血協力団体等へ表彰を行い献血運動を奨励することにより、今後の協力確保にも繋がっている。(平成16年度献血確保目標量100%の達成)</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 平成20年までに血液製剤の国内自給の達成を目指す。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 薬務衛生課 薬務班				
評価責任者	薬務衛生課			担当者 薬務班	
課番号	040800	係番号	01	電話番号	866-2215
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040800-01-11				
事務事業名	献血推進大会実施事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080601	計画名	福祉保健計画			
			政策目標	保健医療体制の整備			
			施策	医療提供体制の充実			
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	大会動員数					
成果指標名又は成果の内容(A')	献血確保目標の達成					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	人	0.00	0.00	200.00	0.00	0.00
成果指標A'	%	0.00	0.00	100.10	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	1,000	0	0	0
	人工数D	0.00	0.30	0.00	0.00	0.00
	人件費E	0	1,932	0	0	0
	合計C+E=F	0	2,932	0	0	0

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	平成16年度目標量の確保を達成しているものの、いわゆる危険在庫率を大きく割り込む時期がたびたび発生しており、安定供給の確保に課題が残る。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定 根拠	今後少子高齢化が進むことを勘案すると、献血者が減少する一方で、血液を使用する患者が増え、血液製剤の需給バランスが崩れることが懸念される。 また、vCJDの国内患者発生後の献血制限により、さらなる献血者の減少が見込まれる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠		
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」により、献血の普及は行政の役割である	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第5条及び同法第9条で定める基本方針	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	大会の企画運営は業者に委託	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	医療に必要な血液製剤を献血により賄うため県民に対し献血の普及啓発を行う事業であり、類似するものはない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	献血思想の普及啓発は広く県民に行っていく必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	大会の開催をマスコミに取り上げてもらうことにより、全県的に献血のアピールが出来る。 また、献血協力団体等の表彰により、他に模範を示すとともに、今後の継続した協力が期待できる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 -
 (判定内容) :-
 判定根拠 新規の単年度事業である

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 -
 (判定内容) :-
 判定根拠 新規の単年度事業である

9. 県の負担割合 判定 A
 (判定内容) A. 妥当である。
 判定根拠 献血の推進は「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づく県の責務である。

10. O A化の可能性 判定 A
 (判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。
 判定根拠 イベントの開催や各種キャンペーン等を通じ、県民へ普及啓発を行う内容の事業である

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		E
	5. 事務事業の選択		A
効率性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	
8. 対費用効果	(1) 対成果		-
		(2) 対結果	-
	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	6	4			1

12. 所管課の総合評価 総合評価

評価区分	D	具体的方向性	1
------	---	--------	---

(評価区分) : D. 廃止
 (具体的方向性) : 1. 他の事務事業により代替する（当該事務事業は廃止するが、新規事業を検討する）。
 判定根拠 今後若年層対策としての新規事業を検討する

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040800-02-02

事業名	墓地埋葬費	事業番号	02	課係名	業務衛生課 生活衛生・水道班	係番号	02
-----	-------	------	----	-----	----------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可申請者及び経営者。 ・引取者のいない死亡人を火葬した市町村長。 <p>(2) 現状</p> <p>・墓地、納骨堂及び火葬場の許可は原則として市町村等地方公共団体に対して与えられるが、本県においては公営墓地等の整備が進んでいなく、個人墓地や宗教法人の申請がほとんどであり、都市計画や墓地の永続性を担保する観点等から墓地行政のあり方を見直す必要がある。</p> <p>(3) 方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営許可申請の審査 ・許可後の墓地等の管理の指導 ・墓地埋葬法の県民への周知 ・住民に身近な行政サービスとして市町村関与の推進 <p>(4) 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地等経営許可権限の市町村への移譲 ・公営墓地設置の推進 ・墓地、納骨堂及び火葬場の適正な運営の確保 <p>2. 事業の必要性</p> <p>墓地、納骨堂及び火葬場の管理及び埋葬等については、永続的な管理と公益性、非営利性を確保することが強く求められており、県民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを推進する必要がある。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和27年，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地等の経営許可（第10条）、立入検査（第18条）、改善命令等（第19条）の権限は、都道府県知事となっている。また引取者のいない死亡人の火葬は市町村が行う（第9条）が、その費用は県に請求することができる。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか</p> <p>6(1)に同じ</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>1,176</td> <td>1,089</td> <td>1,435</td> <td>1,435</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：墓地埋葬費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	1,176	1,089	1,435	1,435	人工数	1.00	1.00	1.00	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	1,176	1,089	1,435	1,435												
人工数	1.00	1.00	1.00	1.00												

<p>(1) 何を（手段・活動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地、納骨堂及び火葬場の許可 ・墓地等経営許可権限の市町村への移譲 <p>(2) その結果、何が（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地、納骨堂及び火葬場の整備 ・行政サービスの向上、市町村の実情に応じた適正な墓地の整備 	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地の許可数：6,646件（うち公営26件、16市町村）、火葬場の許可数：23件（うち公営17件）、納骨堂の許可数：48件（うち公営13件） ・権限移譲についての意向調査（権限移譲賛成2町村） <p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地等の整備促進 ・墓地の集約化 	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営墓地等の整備促進 ・墓地等許可権限の市町村長への移譲 <p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標）</p> <p>公営墓地等の整備促進（14市町村） 行政サービスの向上</p>
--	---	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 薬務衛生課 生活衛生・水道班				
評価責任者	薬務衛生課		担当者	生活衛生・水道班	
課番号	040800	係番号	02	電話番号	866-2215
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040800-02-02				
事務事業名	墓地埋葬費				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	公営墓地の整備促進					
成果指標名又は成果の内容(A')	公営墓地の墓地の許可件数					
活動指標名又は活動の内容(B)	市町村への権限委譲					
成果指標名又は成果の内容(B')	委譲件数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'	許可件数	26.00	27.00	28.00	31.00	31.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'	市町村数	0.00	0.00	0.00	20.00	20.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	1,176	1,089	1,435	1,435	
	人工数D	1.00	1.00	1.00	1.00	
	人件費E	6,630	6,440	6,440	6,420	
	合計C+E=F	7,806	7,529	7,875	7,855	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	墓地需要を満たすため公営墓地の設置が進まず、個人墓地経営許可申請が多い。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	核家族化、高齢化が進み、墓地需要は増加傾向にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	墓地埋葬法では、墓地の経営は、原則として市町村に対して許可を与えるものとするが、本県の風習として個人墓地が設置されてきたことから公営墓地の整備が遅れ、他県に比べ公営墓地が県民の墓地需要を満たしていない。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	墓地埋葬法第10条で、「墓地等を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」となっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) C. 現在、県が実施しているが、市町村への権限移譲が可能である。		
判定 根拠	墓地の経営許可は、地域生活に密着した行政サービスであることから市町村の権限とすることが望ましい。平成11年に全国市町村会が墓地埋葬法第10条の権限委譲を要望している。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	墓地埋葬法第10条で、「墓地等を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」となっている。	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	墓地埋葬法第11条に基づく見なし規定あり。 第1項：都市計画事業として施行する墓地等の新設、変更又は廃止については、都市計画法第59条の認可又は承認をもって、墓地埋葬法第10条の許可があったとみなす。 第2項：土地区画整理法の規定による土地区画整理事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、事業計画の許可をもって、墓地埋葬法第10条の許可があったとみなす。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	墓地の持つ永続性及び非営利性の観点から、また個人墓地の散在化を防ぐためにも公営墓地設置の推進は必要である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	公営墓地の整備により、墓地の散在化の減少、適正な墓地の供給につながる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) A2：費用は低下で成果は横ばい。 判定 | A2

判定 根拠	費用は低下。成果は横ばい。
----------	---------------

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) A2：費用は低下で結果は横ばい。 判定 | A2

判定 根拠	費用は低下。成果は横ばい。
----------	---------------

9. 県の負担割合 判定 | C

(判定内容) C：過大である（県負担を減又は市町村・受益者負担を増す）。

判定 根拠	墓地等の経営許可業務は、墓地等の整備が市町村の都市計画等と関わりが深いこと、また火葬許可証、改葬許可証等の発行が市町村業務であることから墓地需要予測が容易であること等の理由から、市町村への権限委譲が望まれる。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 | C

(判定内容) C：O A化が可能であり、O A化にかかる費用に対して効果が大きい。

判定 根拠	墓地等の許可内容を引き出せる台帳等を作成するとより事務が効率的になる。
----------	-------------------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	C
	4. 民間委託の可能性		A
5. 事務事業の選択		C	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A2
		(2) 対結果	A2
	9. 県の負担割合		C
10. O A化の可能性		C	

合計	A	B	C	D	E
8			5		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 1

(評価区分)： B：現状維持
 (具体的方向性)：1：投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	墓地、納骨堂及び火葬場の持つ公益性・永続性・地域性を考慮すると、墓地等の経営許可等の権限及び公営墓地設置については市町村が主体となることが望ましい。 特に墓地については、無許可墓地や個人墓地の散在化が、景観的な問題や、市町村における土地利用計画の妨げとなっており、権限委譲と併せて公営墓地設置を市町村が行うことが、より地域住民にとって望ましい墓地行政の推進を図ることが期待できる。 平成16年調査の権限委譲調査では委譲に賛成する県内市町村は2村のみ、また公営墓地についても、本県の公営墓地は14市町村、28箇所（平成18年度末現在）にとどまり墓地需要を満たしていない状況にあるが、平成20年度を目標に権限委譲、市町村墓地基本計画の策定及び公営墓地設置について集中的に市町村に働きかける。 権限委譲については、地方財政法において市町村の事務執行に要する経費の財源について必要な措置を講じなければならないとなっており、負担金を確保する必要がある。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040800-02-06

事業名	離島・過疎地域の支援	事業番号	06	課係名	業務衛生課 生活衛生・水道班	係番号	02
-----	------------	------	----	-----	----------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 沖縄振興開発特別措置法施行令第1条に基づき指定された離島及び過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域(同法附則第5条第1項に規定する特定市町村を含む。)の整備する水道施設。</p> <p>(2) 現状 南北大東村外3町村の海水淡水化施設等整備への県補助</p> <p>(3) 方法 離島・過疎地域の簡易水道事業が行う海水淡水化施設整備等に対して県単補助金による財政支援を行う。</p> <p>(4) 目標 離島・過疎地域町村の実施する簡易水道事業に対して県単補助金による財政支援を行うことで、当該地域と沖縄本島との格差を小さくする。</p> <p>2. 事業の必要性 水源の乏しい当該地域において安全な水を安定的に給水するため、海水淡水化施設の整備を行い、飲料水を確保している。これらの施設整備には多額の経費を要するため、水道料金が高料金となるなど、住民の大きな負担を軽減するため、財政支援を行っている。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和58年，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 助成 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか ・水道法第2条に基づき地方公共団体の責務として必要な施策を講ずることとなっている。 ・「離島・過疎地域簡易水道振興事業取扱要領」に基づき、当該地域の市町村簡易水道が行う事業費負担の一部を県が助成することになっており、県の支援が不可欠である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか (1)に同じ</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>59,547</td> <td>20,437</td> <td>4,844</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：離島・過疎地域簡易水道振興事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	59,547	20,437	4,844	0	人工数	0.10	0.10	0.10	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	59,547	20,437	4,844	0												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.50												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) ・水道事業の広域化の促進 ・財政支援(補助金)</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>H13</td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>41,502</td> <td>40,650</td> <td>59,547</td> <td>20,437</td> </tr> </table> <p>(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>H17</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,844</td> </tr> </table>		H13	H14	H15	H16	補助金	41,502	40,650	59,547	20,437		H17		4,844	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 全県の水道事業体を統合する広域化を促進 (単位：千円) 補助金 対象事業無し(平成18年度)</p>																	
	H13	H14	H15	H16																													
補助金	41,502	40,650	59,547	20,437																													
	H17																																
	4,844																																
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 水道事業体数 水道料金の格差是正(平準化)</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <p>(上) 上水道 (簡) 簡易水道</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>H13</td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H17</td> </tr> <tr> <td>事業箇所数</td> <td>(上) 31</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(簡) 41</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>34</td> </tr> </table> <p>水道料金(10m3当たり)の格差</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> </tr> <tr> <td>本島平均値</td> <td>1,236</td> <td>1,237</td> <td>1,237</td> </tr> <tr> <td>海浜導入町村平均値</td> <td>2,658</td> <td>2,658</td> <td>2,658</td> </tr> <tr> <td>格差(倍率)</td> <td>2.15</td> <td>2.15</td> <td>2.15</td> </tr> </table>		H13	H14	H15	H17	事業箇所数	(上) 31	30	30	25		(簡) 41	36	36	34		H14	H15	H16	本島平均値	1,236	1,237	1,237	海浜導入町村平均値	2,658	2,658	2,658	格差(倍率)	2.15	2.15	2.15	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 離島過疎地域を含め、県民が等しく良質で安定的な水道水の供給が受けられる。</p>
	H13	H14	H15	H17																													
事業箇所数	(上) 31	30	30	25																													
	(簡) 41	36	36	34																													
	H14	H15	H16																														
本島平均値	1,236	1,237	1,237																														
海浜導入町村平均値	2,658	2,658	2,658																														
格差(倍率)	2.15	2.15	2.15																														

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 薬務衛生課 生活衛生・水道班				
評価責任者	薬務衛生課		担当者	生活衛生・水道班	
課番号	040800	係番号	02	電話番号	866-2215
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040800-02-06				
事務事業名	離島・過疎地域の支援				
歳出事業コード(1)	149005006	事業区分	C		
歳出事業名(1)	離島・過疎地域簡易水道振興事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	080509	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	健康づくりと保健衛生の推進		
			施策	水道の整備		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	補助金の交付					
成果指標名又は成果の内容(A')	県内における小規模水道事業(離島)の水道料金の平準化					
活動指標名又は活動の内容(B)	水道事業の広域化の促進					
成果指標名又は成果の内容(B')	水道事業体数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標:H20年度
活動指標A	千円	40,650.00	59,547.00	20,437.00		0.00
成果指標A'	倍	2.15	2.10	0.00		1.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'	箇所	66.00	66.00	59.00		59.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	59,547	20,437	4,844	0	
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.50	
	人件費E	663	644	644	3,210	
	合計C+E=F	60,210	21,081	5,488	3,210	

広域化については、平成19年度を目標に長期計画(沖縄県水道ビジョン)を作成し、目標を設定する予定である。

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 C (判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	水道料金について、沖縄本島平均値と海水淡水化施設導入町村とを比較した場合、約2倍の格差があり県民の満足度も低いと考えられる。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	離島・過疎地域と沖縄本島との格差が大きく、本事業に対する県民ニーズは増加傾向にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定根拠	平成14年度における1m ³ 当たり水道料金が、全国平均146円に対し、海水淡水化施設導入町村の平均値が265円で、その格差が約1.8倍となっており、他県に比べサービス水準は低い。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定根拠	本事業は、県民が等しく水道の供給を受けるため、財政力が弱く水道施設の整備に対応困難な離島・過疎町村に対し、県が助成を行うもので、県で定めた事業の取扱要領に基づき実施するものである。 また、水道事業の広域化の促進については、広域的な観点から県の関与が不可欠である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	水道の整備に関しては、現在、国庫補助事業による施設整備を行っている。しかしながら、財政力が弱く国庫補助事業だけでは対応困難な離島・過疎町村に対し、県が助成を行うものである。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定根拠	当該事業は、財政力が弱く水道施設の整備に対応困難な離島・過疎町村に対し、財政支援を行うもので、民間委託は不可能である。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	離島・過疎地域の町村が実施する簡易水道事業に対する補助事業は他にない。	
6. 対象の妥当性		判定 B
(判定内容) B. 対象が限定的で、目標達成に向けた効果が薄くなっている。		
判定根拠	対象地域については適当であるが、補助対象経費が施設整備に限定されており、目標である水道料金格差是正が十分に現れていない。さらなる水道料金の平準化を図るには、水道事業の広域化の促進により、経営の効率化を行う必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	水道事業の広域化により経営の効率化が図られ、さらに水道施設の整備に対して県が助成を行うことで、水道料金の平準化が図られる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。

判定根拠
 現行取扱要領は、離島・過疎地域が行う水道施設への助成であり、運転経費については、町村財政の負担となっている。そのために、事業効果が顕著に現れず横ばいの状態である。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定根拠
 水道事業体の広域化が大きく進展してなく、本事業による効果が顕著に現れず横ばい状態である。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 県の負担割合については妥当であるが、現行取扱要領は、離島・過疎地域が行う水道施設への補助であり、運転経費については、町村財政の負担となっている。そのため、事業効果が顕著に現れず横ばい状態である。この格差は、水道事業の広域化により解消される。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 当該事業は、離島・過疎町村に対し、現行取扱要領に基づき財政支援を行うもので、対象事業者数が少なく補助金の少額である。O A化による事務事業の効率化を図るべき事項はない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		A
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
		5. 事務事業の選択	
有効性	6. 対象の妥当性		
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	6	4	3		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	A	具体的方向性 1

(評価区分) : A. 拡充
 (具体的方向性) : 1. 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定根拠
 現行の取扱要領は、水道施設の整備に関し国庫補助事業だけでは対応困難な離島・過疎町村に対し県が補助を行うこととなっている。しかしながら、海水淡水化施設については、造水コストが割高で水道料金を高額に設定せざるを得なく、事業運営は非常に厳しく、町村財政の逼迫の要因となっている。施設整備については、国や県補助により助成されているが、運転経費や施設の維持管理費に対しては補助制度がなく、以前として離島・過疎町村は多額の財政支出を余儀なくされ、また、住民に対しても大きな経済負担を強いる状況にあることから、この補助制度を維持しつつ、新たな視点で水道事業の広域化を推進していき、沖縄本島の市町村と比べ、割高である水道料金の平準化を図る必要がある。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040800-02-11

事業名	動物愛護センター施設等整備事業	事業番号	11	課係名	業務衛生課 生活衛生・水道班	係番号	02
-----	-----------------	------	----	-----	----------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 動物愛護管理センター施設</p> <p>(2) 現状 昭和52年に建設された現施設は老朽化が著しく、修理不能箇所も発生しており、また狭隘であるため収容動物の適正管理、適正飼養講習会等の開催等の業務執行に支障をきたしている。</p> <p>(3) 方法 動物愛護管理センターの改築</p> <p>(4) 目標 ・動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発活動の場の確保 ・犬、ねこの収容・処分数の減少、譲渡体制の強化</p> <p>2. 事業の必要性 現施設は老朽化が著しく、修理不能箇所も発生しており、施設が使用不能な状態になる可能性が高い。また狭隘であるため収容動物の適正管理、適正飼養講習会の開催等の業務執行に支障をきたしている。</p> <p>3. 実施年度・始期：平成8年度，終期：平成18年度</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか ・狂犬病予防法第4条に「都道府県知事は狂犬病予防員を任命しなければならない。」等と定められ、県の業務となっている。 ・動物虐待防止、適正な取扱いその他動物愛護に関する啓発を行い、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するには行政の積極的な関与が必要である。 (2) 何故、県が行うのか 県全域にまたがる広域的規模を対象とする。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>36,098</td> <td>724,062 (710,669)</td> <td>183,239 (160,482)</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：動物愛護センター施設等整備事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	36,098	724,062 (710,669)	183,239 (160,482)	人工数	0.30	0.40	0.40	0.40
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	36,098	724,062 (710,669)	183,239 (160,482)												
人工数	0.30	0.40	0.40	0.40												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 動物愛護管理センターの改築</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) ・犬、ねこの収容、処分及び譲渡体制の強化 ・動物愛護に関する啓発事業の充実</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) ・動物愛護センター基本構想委員会を設置、基本構想を作成 ・平成16年度：新施設の基本設計・実施設計を実施 ・平成17年度：工事着手</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) ・新施設の建設は、ほぼ計画通り進捗(平成18年9月完了予定)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 本体工事の継続(平成18年度終了) 旧施設の撤去、周辺整備(平成18年度終了)</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) ・動物の適正飼養、動物愛護普及啓発活動による犬咬傷事故の減少及びその他動物による生活環境への影響の減少 ・処分される犬・ねこの減少(経費削減) ・動物愛護を通じての生命尊重、友愛精神など情操の涵養</p>
---	---	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 薬務衛生課 生活衛生・水道班				
評価責任者	薬務衛生課		担当者 生活衛生・水道班		
課番号	040800	係番号	02	電話番号	866-2215
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040800-02-11
事務事業名	動物愛護センター施設等整備事業
歳出事業コード(1)	148004003事業区分 C
歳出事業名(1)	動物愛護センター施設等整備事業費
歳出事業コード(2)	事業区分
歳出事業名(2)	
歳出事業コード(3)	事業区分
歳出事業名(3)	

分野別計画施策体系コード	主コード	080506	計画名	福祉保健計画	
			政策目標	健康づくりと保健衛生の推進	
			施策	動物愛護センターの施設整備	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	動物愛護センターの施設整備					
成果指標名又は成果の内容(A')	犬猫の収容・処分・譲渡体制の強化					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	36,098	724,062	183,239	
	人工数D	0.30	0.40	0.40	0.40	
	人件費E	1,989	2,576	2,576	2,568	
	合計C+E=F	1,989	38,674	726,638	185,807	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 C
	(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	現在の老朽化した施設の問題点としては、収容された動物や譲渡用として隔離された子犬等の健康管理、感染予防が出来ない施設である。来訪された利用者の多く不快感が残る施設となっている。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	捕獲犬等を確認する際に、収容房内の不快感や鳴き声が現施設では、改善できない。譲渡犬猫を収容する場所が手狭であり、感染の危険性からこれ以上の譲渡数の増加が望めず、結果として処分数の増加に繋がる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	大半の県(40県以上)において、新式の施設整備が終了している。	

3. 役割分担(守備範囲)		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法に関する中心的な施設であり、最終的な行政処分施設としての役割もあり、民営化になじまない。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	保健所を設置する市においては、同様の施設整備が望まれるが、県内の市町村においては、関連根拠法の権限委譲がない限り、動物愛護センターの設置を求めることは困難である。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法に関する中心的な施設であり、最終的な行政処分施設としての役割もあり、民営化になじまない。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法に類似する事務事業は、当課の事業以外にはない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	県内に代替施設が存在しないために、機能が低下、停止した場合、重大な影響が生じる。	

7. 貢献度(手段と成果の相関関係)		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	収容動物の適正な収容、譲渡、処分が可能となる。動物愛護思想の普及啓発拠点として中核的な施設となる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 | E 2
 (判定内容) E 2. 費用は上昇で成果は横ばい。

判定 根拠	本年度には、施設建築が開始されるが、供用開始は平成18年6月を予定しており、機能移転が終了するまでの間、現施設を活用せざるを得ず、施設利用に制限が生じ、一部の事業実施に困難が生じる可能性がある。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 | E 2
 (判定内容) E 2. 費用は上昇で結果は横ばい。

判定 根拠	本年度には、施設建築が開始されるが、供用開始は平成18年6月を予定しており、機能移転が終了するまでの間、現施設を活用せざるを得ず、施設利用に制限が生じ、一部の事業実施に困難が生じる可能性がある。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 | A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	県の単独事業として実施される。補助金、助成金制度はない。
----------	------------------------------

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	施設整備は、土木建築部施設建築課に分任する。一部特殊備品の購入設置等は、当課で対応するが、O A化に馴染むものではない。
----------	--

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
4. 民間委託の可能性	B		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	E 2
		(2) 対結果	E 2
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
8	2	1			2

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C 具体的方向性 1

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は減らすが、成果は向上させる。

判定 根拠	平成17年度に工事中し、完成、引き渡しは、平成18年6月を予定している。現施設は供用開始後に撤去し、駐車場等として整備する。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040800-03-09

事業名	乳肉及び魚介類監視指導事業	事業番号	09	課係名	業務衛生課 食品乳肉班	係番号	03
-----	---------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 牛乳・食肉・魚介類及び乳肉処理業の乳肉関係営業施設</p> <p>(2) 現状 牛乳・食肉・魚介類及び乳肉処理業の乳肉関係営業施設の衛生監視指導並びに乳肉・魚介類の収去検査等の衛生検査を実施することにより、乳肉及び魚介類の安全で衛生的な供給を図り健康被害の発生を未然に防止する。</p> <p>(3) 方法 乳肉及び魚介類関係営業施設の衛生監視指導 乳肉・魚介類の収去検査</p> <p>(4) 目標 乳肉・魚介類等の収去検査における不良検体数：0件 乳肉・魚介類による食中毒発生件数の減少：7件</p> <p>2. 事業の必要性 牛乳、食肉及び魚介類は国民に必須の食品であり、衛生監視指導並びに衛生検査は安全な乳肉等を国民に供給するために必要不可欠である。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和22年12月，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 食品衛生法第28条及び第30条の規定により、乳肉及び魚介類の安全性を確保し、食品による国民の健康被害を未然に防止するためには、公的機関で行うこととされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 同上</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>3,598</td> <td>3,354</td> <td>3,438</td> <td>3,024</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：乳肉及び魚介類監視指導事</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	3,598	3,354	3,438	3,024	人工数	0.70	0.60	0.60	0.60
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	3,598	3,354	3,438	3,024												
人工数	0.70	0.60	0.60	0.60												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 乳肉及び魚介類関係営業施設の衛生監視指導 乳肉・魚介類の収去検査</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 乳肉・魚介類による食中毒 不良検体数/乳肉・魚介類の収去検体数</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成17年度、関係営業施設の衛生監視・指導件数 3,014件 平成17年度、乳肉等及び魚介類の収去検体数 360件</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 平成17年度 乳肉・魚介類による食中毒発生件数 2件 平成17年度 不良検体数(14件)/乳肉・魚介類の収去検体数(360件)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 関係営業施設の衛生監視・指導 5,805件(H18年度) 乳肉及び魚介類の収去検査検体数 1,166件(H18年度)</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 乳肉・魚介類による食中毒 0件 乳肉等及び魚介類等の不適 0件</p>
--	---	---

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 薬務衛生課 食品乳肉班				
評価責任者	薬務衛生課			担当者	食品乳肉班
課番号	040800	係番号	03	電話番号	866-2215
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040800-03-09				
事務事業名	乳肉及び魚介類監視指導事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容 (A)	乳肉及び魚介類関係営業施設の監視指導件数					
成果指標名又は成果の内容 (A')	乳類・魚介類による食中毒件数					
活動指標名又は活動の内容 (B)	乳肉及び魚介類の収去件数					
成果指標名又は成果の内容 (B')	不良検体数 / 乳肉及び魚介類の収去件数					
< 指標の推移 >	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標 A	件	2,641.00	1,499.00	3,014.00	/	1,450.00
成果指標 A'	件	7.00	7.00	5.00	/	0.00
活動指標 B	件	513.00	338.00	360.00	/	340.00
成果指標 B'	%	2.33	9.47	3.88	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額 C	3,598	3,354	3,438	3,024	/
	人工数 D	0.70	0.60	0.60	0.60	/
	人件費 E	4,641	3,864	3,864	3,852	/
	合計 C + E = F	8,239	7,218	7,302	6,876	/

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 C
	(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	BSE問題、偽装表示問題など食品に関する問題が多く、県民から食の安全、安心に係る要求が高まっている。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	昨今の食品に関する事件等から、食のリスク管理に係る諸対策等について一層の強化が求められている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	平成17年に発生した食中毒事件のうち乳肉・魚介類が原因となった割合11%（全国17%）	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	食品衛生法第28条及び30条により事業主体が県及び政令指定都市及び中核市に限定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	食品衛生法第28条及び30条により事業主体が県及び政令指定都市及び中核市に限定されている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	食品衛生法第28条及び30条により事業主体が県及び政令指定都市及び中核市に限定されている。	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定根拠	食品衛生監視指導事業において食品全般の監視を行っている。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	成果の指標である乳肉及び魚介類による食中毒発生件数は、家庭内で発生するもののみならず、乳肉及び魚介類関連営業施設に起因する事例も含まれ、これら食品営業施設に起因する食中毒は消費者に対する被害などが影響大であることから、監視指導業務は食中毒を防止する上で有効である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	成果の指標である乳肉及び魚介類による食中毒発生件数は、乳肉及び魚介類関連営業施設に起因する事例も含まれ、乳肉及び魚介類の関連食品営業施設の監視指導業務は食中毒を防止する上で有効である。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	成果の指標である食中毒発生件数は件数が減少しており成果が上がっているものと判断できる。また、費用は若干の増減はあるものの横ばい傾向にある。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定 根拠	費用、活動指標ともに若干の増減はあるものの横ばいで推移している。
----------	----------------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	事業主体が県に限定されており、営業許可申請手数料について妥当な額を徴収している。
----------	--

10. O A 化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定 根拠	監視業務であり、O A 化は困難である。
----------	----------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			C
		3. 役割分担	(1) 官民	A
	(2) 県市町村		A	
4. 民間委託の可能性			A	
	5. 事務事業の選択			C
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1	
		(2) 対結果	C	
	9. 県の負担割合			A
10. O A 化の可能性			A	

合計	A	B	C	D	E
9			4		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 2

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定 根拠	乳処理業、食肉製品製造業、魚肉練り製品製造業にH A C C Pを導入していく必要がある。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-040800-03-10

事業名	化製場に関する事業	事業番号	10	課係名	業務衛生課 食品乳肉班	係番号	03
-----	-----------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 化製場</p> <p>(2) 現状 獣畜の肉、皮、臓器等を原料として肥料、飼料等を適正に製造する化製場及び死亡獣畜を解体し、埋却・焼却する死亡獣畜取扱場の設置の許認可等を行い、化製場及び死亡獣畜取扱場における悪臭、騒音、廃棄物等の処理が適正に行われるように指導する。</p> <p>(3) 方法 化製場及び死亡獣畜取扱場の設置許可</p> <p>(4) 目標 悪臭、廃棄物等による地域周辺の環境汚染防止</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 化製場等に関する法律第3条、第4条及び第6条の規定により、公的機関で行うこととされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 化製場等に関する法律により、事業主体は各自治体に義務づけられている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：乳肉及び魚介類監視指導費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.10	0.10	0.10	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.10												
<p>2. 事業の必要性 化製場及び死亡獣畜取扱場を設置する施設へ公衆衛生上適正な設置許可を与える。獣畜の死体処理や肉、皮、臓器等を原料とする肥料、飼料等の製造が適正に行わなければ地域周辺の環境汚染に直結するため、当該事業を継続し監視指導を実施しなければならない。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和22年12月，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 化製場及び死亡獣畜取扱場の設置許可</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成17年度 化製場・死亡獣畜取扱場施設数 11施設</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 公衆衛生上適正な化製場等の設置許可。 継続的な監視指導により、適正な処理及び環境汚染防止</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 悪臭、廃棄物等による地域周辺の環境汚染防止</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 平成17年度悪臭、廃棄物等による地域周辺住民からの苦情件数 0件</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 悪臭、廃棄物等による地域周辺の環境汚染防止： 全国水準 悪臭防止及び廃棄物等の適正な処理。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 薬務衛生課 食品乳肉班				
評価責任者	薬務衛生課			担当者	食品乳肉班
課番号	040800	係番号	03	電話番号	866-2215
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040800-03-10
事務事業名	化製場に関する事業
歳出事業コード(1)	事業区分
歳出事業名(1)	
歳出事業コード(2)	事業区分
歳出事業名(2)	
歳出事業コード(3)	事業区分
歳出事業名(3)	

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	化製場・死亡獣畜取扱場施設数					
成果指標名又は成果の内容(A')	悪臭・廃棄物などによる地域住民からの苦情件数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	施設	10.00	10.00	11.00		11.00
成果指標A'	件	0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	0	
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.10	
	人件費E	663	644	644	642	
	合計C+E=F	663	644	644	642	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	化製場設置地域からの悪臭、騒音などの苦情発生がない。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B (判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	化製処理に伴う悪臭、騒音、廃棄物等について適正処理が行われるよう指導・監視することが求められている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	本件は多くの離島が存在し化製場及び死亡獣畜取扱場のない離島が多く、BSE関連での死亡牛の適正な処理についてはほかの自治体と比べ、地理的な要因などにより不十分である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	化製場に関する法律第3条第4条及び第6条の規定より、公的機関で行うこととされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	化製場に関する法律により、事業主体は都道府県で行うこととされている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	化製場に関する法律により、事業主体は都道府県で行うこととされている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	化製場に係る規制などを行っている法律は化製場に係る法律であり、ほかに類似する事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	獣畜の死体処理や肉、皮、臓器などを原料とする肥料、飼料などの製造が適正に行わなければいけない。地域周辺の環境汚染に直結するために、当該事業を継続して監視指導を行わなければならない。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	獣畜の死体処理や肉、皮、臓器などを原料とする肥料、飼料などの製造が適正に行わなければ地域周辺の環境汚染に直結するため、当該事業の許認可事務に係る監視指導を行うことは有効である。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。 判定 A1

判定 根拠	成果の指標である化製場に起因する苦情件数はない状況である。
----------	-------------------------------

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定 根拠	費用、活動指標ともに横ばいで推移している。
----------	-----------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	事業主体が県に限定されており、設置許可申請手数料について妥当な額を課している。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 B

(判定内容) B. O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。

判定 根拠	年間の申請件数は1～2件であり、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。
----------	---------------------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A1
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	B		

合計	A	B	C	D	E
	9	3	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性
	2

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定 根拠	予算は計上していないが、許認可事業として重要であり、現状維持する必要がある。
----------	--